

## 北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について (北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考部会)

### 1 設置の根拠

北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱第5条第1号及び北海道男女平等参画推進条例第30条の規定に基づき、北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考のため、専門部会を設置するものである。

#### 参考

##### [北海道男女平等参画推進条例]

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は会長が指名する。

##### [北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱]

(選考及び決定)

第5条 選考及び決定は次のとおりとし、受賞者は3件以内とする。

(1) 本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行う。

(2) 知事は、審議会の報告を受け、受賞者を決定する。

### 2 専門部会設置の理由

北海道男女平等参画チャレンジ賞は、社会のあらゆる分野で、個性と能力を活かしてチャレンジしている個人や団体、企業又は支援団体やグループ、企業を顕彰し、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、男女平等参画社会の実現への気運を高めることを目的とし、平成16年度に創設された賞である。

このため、受賞候補者の選考に当たり、有識者からなる北海道男女平等参画審議会専門部会を設置し、全道各地で活躍している個人や団体・グループ、企業について、男女平等参画の各分野の専門的な視点から検討を行うこととしている。

### 3 専門部会の構成

社会のあらゆる分野で活躍している個人や団体等を顕彰することから、各分野から、バランスよく構成することとし、委員は5名とする。

### 4 スケジュール（予定）

時 期	内 容
12月22日（月）	専門部会の設置（審議会）
	候補者選考（専門部会）
12月下旬	知事へ候補者選考結果報告（審議会会長）
1月中旬	受賞者決定
2月上～中旬	贈呈式

### 5 専門部会の公開について

受賞候補者のプライバシーに配慮し、審議は非公開とする。